

中山間地域等直接支払と 集落協定



(柳津町久保田地区)

中山間地域の水田や畑は、水源かん養や洪水防止、緑豊かな景観の提供など(これらを「多面的機能」と言います。)県民生活にとって大切な役割を果たしています。

しかし、この地域の農地の多くは傾斜地にあり、まとまった耕地も少ないことから平地に比べて生産費がかさみ、次第に耕作されずに荒れてきています。

中山間地域等直接支払制度は、農業者が負担している生産費の一部を交付金により国・県・市町村が共同で負担し、適切な農地管理を通じて将来に健全な農地を残し、中山間地域の「多面的機能」を維持していくためのものです。

中山間地域等直接支払制度の概要

条件不利な農地を耕作する農業者や生産組織等が、農地や水利施設の適切な管理と多様な活動などについて話し合い、これらの内容を集落協定として締結します。

この協定に基づき活動する農業者や生産組織等に対して、農地の不利性や耕作する面積に応じて交付金が交付されます。具体的な要件は次のとおりです。

一言ひとこと

集落協定のほかに認定農業者などが耕作または作業受託を行う「個別協定」もあります。詳しくは市町村におたずねください。

対象となる地域

(注 法律の規定及び使用するデータの変更により変わる場合があります。)

次のいずれかに該当する地域が対象地域となります。なお具体的な対象地域については、市町村におたずねください。

- ・三法（特定農山村法、山村振興法、過疎法）指定地域
- ・福島県市町村振興基金条例による準過疎地域（市町村単位）
- ・農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）
- ・三法指定地域に隣接し別に定める要件を満たす地域（旧市町村単位）等

対象となる農地

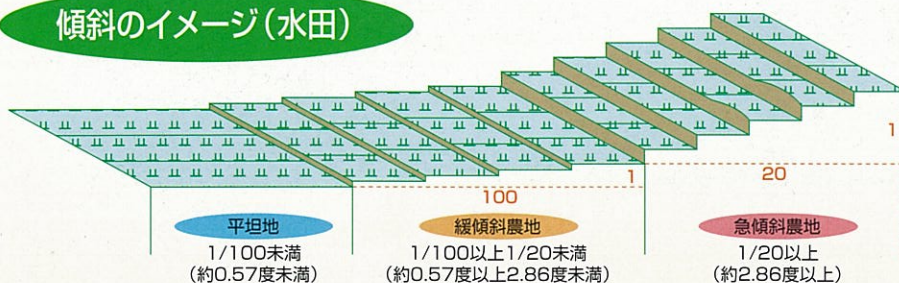
〈対象地域内に存する1ヘクタール以上の一団の農用地であること〉

- 1 傾斜が田で1/20、畑、草地及び採草放牧地で15度以上
- 2 自然条件により小区画・不整形な田
- 3 次のア又はイに該当し、市町村長が必要と認めるもの
 - ア 傾斜が田で1/100以上、畑、草地及び採草放牧地で8度以上
 - イ 高齢化率が40%以上で、耕作放棄地率が次の式により算定される率以上のセンサス集落にある農地（採草放牧地を除く）

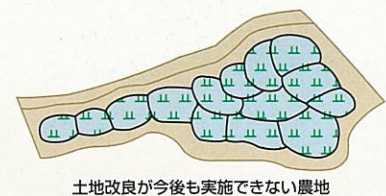
$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

(注) なお、対象地域及び対象農地については市町村長の判断により取扱いが異なるため、詳しくは市町村におたずねください。

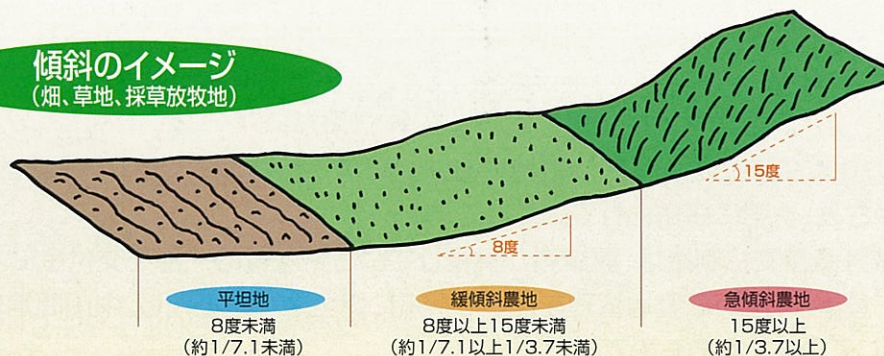
傾斜のイメージ(水田)



小区画・不整形水田のイメージ



傾斜のイメージ (畑、草地、採草放牧地)



対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者や生産組織のほか農業協同組合等の団体も対象となります。

交付額

集落協定に定めた対象農地の面積に、地目及び傾斜区分毎の交付単価を乗じた金額が交付され、集落の代表者が受けることとなります。なお、対象農地には法面及び畦畔が含まれます。また、取組の内容に応じて加算金が別途交付されます。

交付金単価

■ 10アール当たりの交付単価			
単位 (円)			
地目	区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000	16,800
	緩傾斜	8,000	6,400
	小区画・不整形	8,000	6,400
畑	急傾斜	11,500	9,200
	緩傾斜	3,500	2,800
草地	急傾斜	10,500	8,400
	緩傾斜	3,000	2,400
採草放牧地	急傾斜	1,000	800
	緩傾斜	300	240

加算単価

■ 10アール当たりの交付単価					
単位 (円)					
地目	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落支援加算	法人設立加算	
				特定農業法人	農業生産法人
田	1,500	500	4,500	1,000	600
畑	500	500	1,800	750	500
草地	500			750	500
採草放牧地				750	500

※ 規模拡大加算と土地利用調整加算の重複交付は不可

※ 法人設立加算の上限額

① 特定農業法人の場合 10万円/年 (1法人あたり)

② 農業生産法人の場合 6万円/年 (1法人あたり)

中山間地域等直接支払制度の第3期対策

第3期対策の主な変更点

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度より導入され、平成17年度からは第2期対策として担い手の育成等、より前向きな体制整備を促す仕組みに見直しされ、農地の保全や多面的機能の確保に高い効果が発揮されてきています。

第3期対策では、高齢化の進行等に十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直しされました。

1 現行体制整備単価 (ステップアップ型) の選択要件 (A・B要件) の見直し

① 次の選択要件を追加

- ・ 既耕作放棄地の復旧等による協定農用地の拡大、自己施工によるほ場整備・水路・農道等の整備等による農業生産条件の強化
- ・ 棚田オーナー制度や市民農園、NPO法人、企業等の多様な担い手の確保

② 学校教育や非農家・他集落との連携等による多面的機能の発揮に係る選択肢については、新設する集団的サポート型での対応を念頭に廃止

2 集団的かつ持続可能な体制整備単価 (集団的サポート型) の新設 (C要件)

高齢農家も安心して本制度に取り組めるよう協定参加者全員の合意に基づく集団的な対応により、安定的・持続的に農業生産活動を維持し得る「仕組み」を取り決めた場合に満額の単価を交付

3 小規模・高齢化集落支援加算の新設

自力での農業生産活動等が困難な小規模・高齢化集落の農用地について、近隣の集落協定が協定農用地に一体的に取り込むことでその保全を促進するため、取り込んだ小規模・高齢化集落の農用地面積に応じた加算措置の新設

4 1ha以上の団地要件の見直し

① これまでの営農上の一体性の要件 (耕作者の重複等) は廃止

② 共同取り組み活動による保全が行われる農用地は、1ha未満の小規模な団地や飛び地等も合計で1ha以上であれば、協定農用地として取り込み可能

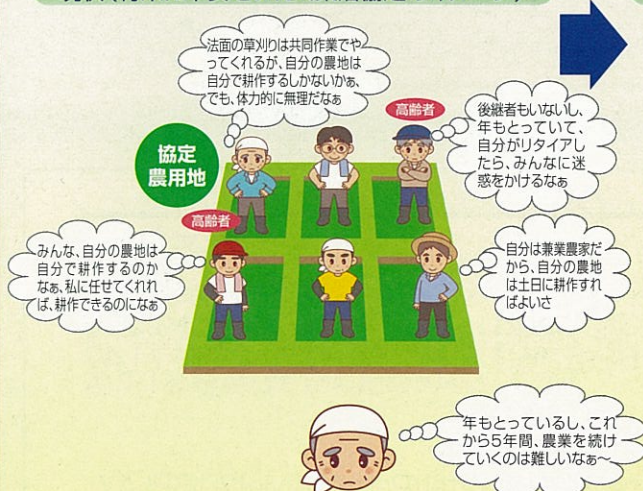
5 交付金返還の免責事由の追加

① 農業後継者の分家住宅への転用

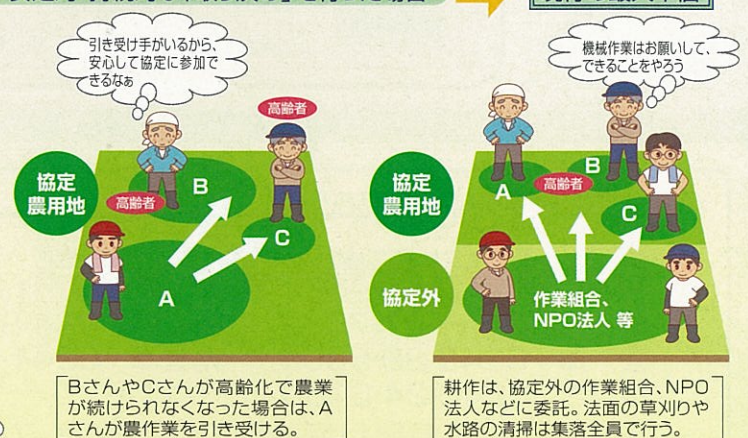
② 市町村長が農業目的と認める自己施工の農道・水路の整備

集団的サポート型の「取り決め」のイメージ

現状 (将来に不安をいだく集落協定のイメージ)



安定的・持続的な「取り決め」を行った場合



現行の最大単価

高齢者にも安心して農業に取り組める体制づくり

協定農用地の維持・拡大

集落協定策定の考え方

参加者の決定



協定の連携・統合
集落の将来像の明確化
交付金交付農用地の確定

集落協定の将来像を
明確化し、5年間の
最低限の農地管理活動
等を行う協定

基本的事項

- 集落マスタープラン(10~15年後の集落将来像)の作成
- 工程表(5年間の協定期間の具体的な活動表)
- 耕作放棄防止活動
- 水路・農道の管理
- 多面的機能増進活動

全協定
必須

基礎単価

さらに、集落協定の充実のために



- 農用地等保全マップの作成・実践
- 選択的必須要件(ABCから選択)

ステップアップ型

A 右の要件のうち2つ以上

- 協定農用地の拡大
- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 地場産農産物等の加工・販売
- 農業生産条件の強化
- 新規就農者の確保
- 認定農業者の育成
- 多様な担い手の確保
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業の委託

B 右の要件
1つ以上

- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 担い手への農用地の集積化

集团的
サポート型

C

- 集团的かつ持続可能な体制整備

※取組要件基準の詳細については、各市町村、各農林事務所等にお問い合わせください。

体制整備単価

基本的事項に加えて、協定期間内に自律的かつ継続的
な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな取組を行う
協定

お問い合わせは

各農林事務所農業振興普及部

県北 024-521-7662 県中 024-935-1308 県南 0248-23-1556
会津 0242-29-5303 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1147
いわき 0246-24-6160

または、福島県農村振興課 024-521-7415 へどうぞ

ホームページアドレス http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10814